

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		移転、除去の際の建築物等の使用許可
根拠法令及び条項		土地区画整理法第77条第8項
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>法第77条第8項の規定による。</p> <p>第77条 8 前項の規定により建築物等を移転し、又は除却する 場合においては、その建築物等の所有者及び占有者は、 施行者の許可を得た場合を除き、その移転又は除却の 開始から完了に至るまでの間は、その建築物等を使用 することができない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	将来的に申請が見込まれるものの、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難であるため未設定。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）